

函館市梅毒抗体検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、梅毒抗体検査（以下「検査」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の趣旨)

第2条 この検査は、梅毒トレポネーマの感染者を早期に発見し、適切な相談および治療へ結びつけることにより感染者個々人の重症化を防止するとともに、梅毒のまん延の防止を図ることで、市民の健康の保持を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 検査は、市内に住所を有する者を対象とする。

(検査実施機関)

第4条 検査は、市長が検査を実施するに相当と認めた医療機関で実施するものとする。

(検査項目および実施方法)

第5条 検査は、カルジオリピンを抗原とする抗体検査および梅毒トレポネーマ・パリダムを抗原とする抗体検査を同時に実施する。

(検査結果の通知)

第6条 検査の結果については、結果判明後速やかに受験者あて通知するものとする。

2 検査の結果、検査時点で梅毒トレポネーマに感染している可能性が極めて高いと判定された者（以下、「陽性者」という。）には、保健師等が医療機関への受診勧奨を行うとともに、二次感染を防止するための助言を行う。

3 陽性者に医療機関への受診勧奨を行った場合は、受診結果や治療経過を確認するため、一定程度の期間が経過した際に、保健師等が確認のための連絡を行う。

(被検者の費用負担)

第7条 検査に要する被検者の費用負担は、無料とする。

(書類等の保管)

第8条 検査に関する書類の保存期間は、検査を実施した年度の終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検査の実施等に関し必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。